

報 告 書
「東ティモール民事司法制度に関する調査研究」

2013 年 2 月 25 日

弁護士 平石 努¹

1. 東ティモールの概況

(1) 地理的概要²

国名 東ティモール民主共和国 (Democratic Republic of Timor-Leste)
土地面積 14,900 平方キロメートル (東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県
の合計面積とほぼ同じ)
人口 約 107 万人
首都 デイリ
言語 公用語はポルトガル語、テトゥン語で、実用語として英語、インドネシ
ア語。その他、多数の部族語が使用されている。
宗教 キリスト教 99.1% (大半がカトリック)

(2) 歴史的概要

バスコ・ダ・ガマがアフリカ最南端の喜望峰を回って 1498 年にインドに到達したことで加速された、ポルトガル、スペイン等によるアフリカ、アジアへの進出の中で、ティモール島は 16 世紀にポルトガルによって植民地化された。その後、オランダもティモール島に進出し、1859 年には東ティモールをポルトガル領とし西ティモールをオランダ領とするリスボン条約がポルトガルとオランダの間で締結されて、ティモール島は東西に分割されることとなった。1904 年にはポルトガル＝オランダ条約が締結され、東西を分断する国境が確定された。

1949 年にインドネシアの一部として西ティモールが独立した後も、東ティモールはポルトガルの支配が継続した。しかし、1975 年にはインドネシアが東ティモールに侵攻し、1976 年に東ティモールはインドネシアの一部として併合された。1998 年にインドネシアでアジア通貨危機をきっかけとしてスハルト政権が崩壊すると、後任のハビビ大統領は東ティモールでインドネシアからの独立の是非を問う住民投票を行うことに合意した。1999 年に行われた住民投票では、インドネシアからの独立が支持され、その後、内乱状態に陥ったが、国際連合東ティモール暫定

¹ ジャカルタ所在の Jakarta International Law Office にて外国法アドバイザーとして執務中。

² 外務省ウェブサイト東ティモール共和国基礎データ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/data.html#01>)

行政機構（UNTAET）が設立され、2002年に東ティモール共和国として独立を果たした。

2006年から一部国軍の反乱などにより再び混乱状態に陥ったが、国際連合東ティモール統合ミッション（UNMIT）の設立を経て、現在は治安の回復された状況となっている。

(3) 東ティモール共和国憲法

東ティモールでは、2002年3月22日に制憲議会によって憲法が制定されている。その構成は以下の通りである。

第1編 基本原理

第2編 基本的権利、義務、自由及び保証

第1章 一般的原則

第2章 個人の権利、義務及び保証

第3章 経済的、社会的及び文化的権利と義務

第3編 政治的権力の構成

第1章 一般的原則

第2章 共和国の大統領

第1節 地位、選挙及び任命

第2節 権限

第3節 国家諮問機関

第3章 国会

第1節 地位と選挙

第2節 権限

第3節 組織と役割

第4節 臨時委員会

第4章 政府

第1節 定義と構成

第2節 組織と責任

第3節 権限

第5章 裁判所

第1節 裁判所、検察官及び弁護士

第2節 検察官

第3節 弁護士

第6章 行政

第4編 経済的及び財政的組織

第1章	一般的原則
第2章	財政及び税務制度
第5編	国家の防衛と安全
第6編	憲法の保証と改正
第1章	憲法の保証
第2章	憲法の改正
第7編	最終規定及び移行規定

(4) 政治体制

東ティモール共和国の統治機構は、大統領、国会、政府及び裁判所によって構成される（憲法第 67 条）。大統領は、国家元首であり、国家の独立と統一及び民主的機構の円滑な運営の象徴かつ保証人である（同法第 74 条）。大統領は国民の直接選挙によって選出され（同法第 76 条）、国会で承認された法律の拒否権を有する（同法第 85 条）。国会は立法権を有し（同法第 95 条）、犯罪及び刑罰、民法及び民事訴訟法、裁判所の組織と裁判官の地位などの一定の事項について政府に立法を授権することができる（同法第 96 条）。このような国会から政府への立法の授権は、21 世紀に入ってから独立した新国家として、早急に法制度を整備しなければならない東ティモールの状況を反映した独特の制度であり、実際にも多くの法律が政府によって策定されている。政府は、国家の政策一般を実行する責任を有し、行政の最高機関であり（同法第 103 条）、首相、各大臣及び国家官房によって構成される（同法第 104 条）。

2. 司法制度

(1) 裁判所

裁判制度は憲法第 3 編第 5 章（憲法第 118 条―第 135 条）で定められており、裁判所の構成は以下の通りである（同法第 123 条）。

- ① 最高裁判所とその他の裁判所
- ② 高等行政、税務及び監査裁判所とその他の第一審行政裁判所
- ③ 軍事裁判所

また、同条では上記以外に海事裁判所及び仲裁裁判所の設立と、それ以外の特別裁判所の設立禁止が定められている。

最高裁判所は、法律、憲法および選挙に関する事項について管轄を有する（同法第 124 条 2 項、第 126 条）。最高裁判所長官は、最高裁判所裁判官の中から共和国大統領によって任命され、その任期は 4 年である（同法第 124 条 3 項）。高等行政、税務および監査裁判所は、最高裁判所の権限は別として、行政、税務および監査裁判所の中で最高の地位を占める。高等行政、税務および監査裁判所は公共支出の適

法性を監視し、財政を監査する権限を有する。さらに、高等行政、税務及び監査裁判所とその他の第一審行政裁判所は、(ア)法律、財政及び行政関係の紛争を解決するための訴訟について判断し、(イ)政府機関、並びにその職員及び代理人による決定に対する不服申立てについて判断し、また (ウ) 法律によって定めるその他一切の職務を行う権限を有する（同法第 129 条）。

本報告書の作成時点では、ディリにおける控訴裁判所と 4 カ所（ディリ（Dili）、バウカウ（Baucau）、スアイ（Suai）、オエクシ（Oecussi））の地方裁判所が設立されている。最高裁判所は、まだ裁判官法の定める最高裁判所裁判官の資格要件（8 年以上の執務経験を含む。）を満たす裁判官が存在しないので、設立されていない。最高裁判所が設立されるまで、その機能は現存する最高の司法機関が行行使すると定められており（憲法第 164 条第 2 項）、控訴裁判所が最高裁判所の役割を果たしている。控訴審裁判所は、高等行政、税務および監査裁判所の機能も兼ねている。憲法第 123 条では最高裁判所とその他の裁判所の設置が定められているので、憲法上、二審制は保証されている。現在は、控訴審裁判所が設置されているが、控訴審裁判所所長との面談によると最高裁判所が設置されれば控訴審裁判所は消滅することであった。

東ティモールには、13 県の行政区画が存在するが、地方裁判所は 4 県にしか存在しない。交通事情の悪い東ティモールでは、他県に存在する地方裁判所に出向いて訴訟を遂行することは容易ではない。そのような状況の下で司法アクセスを改善するために、UNDP の司法制度プログラムにおいて過去 2 年間にわたり移動裁判所の制度が試験的に実施されている³。本制度は一定の評価を得て、継続が提言されている⁴。

移動裁判所は、スアイ地方裁判所とバウカウ地方裁判所を通じて実施された。スアイ地方裁判所では、単独の裁判官または合議体を構成する裁判官が約 6 回にわたりサメ（Same）、マリアナ（Maliana）及びアイナロ（Ainaro）を訪問した。移動裁判所制度では、実際の裁判手続きの前に裁判官、検察官及び公設弁護人によって非公式な集会が開催されている。少なくとも 1 回の集会では 100 名以上の参加者があり、4 時間以上にわたり質疑応答が続けられた。裁判期日では 7 件の事件が審理された。その際、UNDP の外国人担当者と現地カウンターパートは証人の移動の手配も行っている。バウカウ地方裁判所では、ヴェニラレ（Venilale）、ロスパロス（Lospalos）、マナトゥト（Manatuto）及びキシデュティオロ（Kisidu-Tiolo）で裁判を実施した。この時、裁判所は強姦未遂事件においてバウカウ地方裁判所に出頭できない高齢の証人からの証言を聴取するため、移動証人尋問を実施している⁵。

³Justice Sector in Timor-Leste: A Road Map（別紙 1 の参考文献 2）4 頁

⁴同上 6 頁

⁵UNDP Strengthening the Justice System in Timor-Leste Programme, Independent / External

各地方裁判所における事件数（2011 年）⁶

	ディリ	バウカウ	スアイ	オエクシ
刑事事件				
新規	698	169	99	-
終了	518	178	119	-
係属中	1048	110	139	-
民事事件				
新規	143	25	13	-
終了	146	14	9	-
係属中	353	66	35	-

注：スアイ地方裁判所の事件数は 11 月までのもの。オエクシ地方裁判所の事件数は、刑事事件 184 件、民事事件 11 件、終了 40 件、継続中 155 件となっている。

(2) 裁判官

裁判官になるための要件は、①東ティモール国民であること、②完全な市民としての権利及び政治的な権利を享受していること、③25 歳以上であること、④大学法学学士号を有していること、⑤「良（Good）」の評価を得て試用期間を経ていること、⑥一定の試験に合格したこと、⑦公務員任用のための法の定めるその他の条件を充足していることと定められている（裁判官法第 25 条）。そして、裁判官は、サード・クラス裁判官、セカンド・クラス裁判官、ファースト・クラス裁判官、カウンセラー裁判官に分類され、裁判官としての職歴はサード・クラス裁判官から開始する（同法第 26 条）。サード・クラス裁判官として少なくとも 3 年の「良（Good）」評価での執務を経て、セカンド・クラス裁判官への昇進が認められ、セカンド・クラス裁判官としての 4 年の「良（Good）」評価での執務と試験の合格を経て、ファースト・クラス裁判官への昇進が認められる（同法第 29 条）。最高裁判所は最低 5 名のカウンセラー裁判官によって構成される。カウンセラー裁判官は、「優良（Very Good）」の評価で少なくとも 8 年間の執務経験を有するファースト・クラス裁判官の中から、最高司法審議会によって選定され、最高裁判所長官によって任命される。

東ティモールでは、憲法第 163 条第 1 項及び裁判官法第 111 条に基づいて、外国

人裁判官が控訴審裁判所及び地方裁判所で執務している。最高司法審議会は、暫定的な措置として、東ティモールにおける裁判官として、15 年以上の執務経験を有する大陸法系に属する法域からの外国人裁判官を選任することができるとしている。現在、外国人裁判官は特に複雑な事件や社会的影響の大きい事件を担当しているとのことである。外国人裁判官は、実際に裁判を行うことを主たる目的として起用されているが、本来的には全ての裁判（人道に対する罪の裁判を除く。）は東ティモール人裁判官によって行われるべきであり、外国人裁判官の職務は、実際の裁判の担当から、裁判所内及び法律研修センターにおける指導及び人材育成機能に移行することが期待されている。もっとも、そもそも東ティモール人裁判官の人数が不足していることから、早期に外国人裁判官を裁判の担当から外すことは、実際には難しいようである⁷。

(3) 法曹養成制度

法曹養成制度については、法曹の採用および研修に関する法律に定められている。まず、裁判官、検察官、公設弁護人となるためには、法律研修センターでの研修が必須とされている。法曹資格取得を目的とする研修を受けるために法律研修センターに入所するには、東ティモール国民であること、法学部の学位を有していること、国語であるポルトガル語及びテトゥン語の筆記及び口頭でのコミュニケーション能力を有していること、公務員となるためのその他全ての要件を満たしていることが要件とされている（法曹の採用および研修に関する法律第 3 条）。そして、法律研修センターに入所するためには筆記及び口頭での試験に合格しなければならない。筆記試験は、民事及び刑事のそれぞれについて、実体法及び手続法に関する実務的な質問への回答と、ポルトガル語及びテトゥン語による一定の主題に関する論述で構成される（同法第 9 条）。口頭試験では、職業倫理、民事および刑事の実体法と手続法、憲法及び司法機関、並びに希望する職種に関する動機などの中から、試験委員会が受験者に対して 60 分間にわたって質問する（同法第 10 条）。

法曹になるための研修は、法律研修センターでの研修と、裁判所、検察庁又は公設弁護人事務所における候補生としての実務修習で構成される。法律研修センターでの研修は、全研修生について共通の内容で行われる 1 年間の学問的研修と、将来予定される職種に分かれての、それぞれの職場での 6 ヶ月間の実務研修で構成される（同法第 12 条）。各研修生について、学問的研修と実務研修の成績が付けられ、研修の終了時に成績順で官報に掲載される（同法第 17 条）。

法律研修センターでの研修終了後、研修生は裁判官候補生、検察官候補生又は公

⁷UNDP Strengthening the Justice System in Timor-Leste Programme, Independent / External Mid-term Evaluation Report (31 August 2011) (別紙 1 の参考文献 4) 30–33 頁

設弁護士候補生として、1 年間の実務修習を開始する（同法第 20 条）。実務修習が終了すると、各候補生につきその適格性が判断され、正式に職務を開始する（同法第 24 条）。

2011 年における司法関係者の人数は、以下の通りである⁸。

	控訴審 裁判所	ディリ 地裁	バウカウ 地裁	スアイ 地裁	オエクシ 地裁	合計
裁判官	6	10	4	3	1	24
検察官	-	13	3	3	2	21
弁護士	-	10	3	2	2	17
裁判所書 記官	5	14	8	4	2	33
事務官	22	8	8	4	2	22 ⁹
通訳	1	2	3	1	0	7

(4) 弁護士 (Private Lawyer)

東ティモールにおける弁護士制度については、弁護士業務及び弁護士養成制度に関する法律に定められている。東ティモールで弁護士として執務するためには、弁護士会の結成及び業務開始までの間、法律研修センターでの登録を受けなければならない（弁護士業務及び弁護士養成制度に関する法律第 2 条）。そして、法律研修センターでの登録を受けるためには、法学部の学位を有していること、ポルトガル語又はテトゥン語の少なくともどちらかに筆記及び口頭で通じていること、法律で定める研修課程を終了していること、適用のある法令のもとで成人であること、弁護士として法律業務を行うにあたっての道徳的適性を証明することのできる刑事記録に係る証明書を提出することが要件とされている。

弁護士になるための研修を受けるには、一定の資格を満たしたうえで（同法第 6 条）、政府の実施する試験に合格しなければならない（同法第 7 条）。研修は、15 ヶ月間の理論研修と 9 ヶ月間の実務研修で構成される（同法第 11 条）。理論研修を一定の成績で終えた者だけが実務研修に進むことが認められ、さらに実務研修を一定の成績で終えた者が最終的に弁護士として法律研修センターでの登録を受けることができる（同法第 11 条）。

2012 年 10 月現在、正式に法律研修センターで登録を受けている弁護士の人数は 7 名である（なお、2012 年 12 月現在での公設弁護人¹⁰の人数は 16 名）。依頼者は、

⁸JSMP Annual Report 2011 (Overview of the Justice Sector) (別紙 1 の参考文献 3) 17 頁

⁹計算が合わないので、事務官の人数のいずれかが誤記であろう。

¹⁰ 東ティモールでは司法省の下に公設弁護人事務所 (Office of the Public Defender) が置か

公設弁護人に事件を依頼するか、弁護士に事件を依頼するかを選択することができる。公設弁護人は、公設弁護人事務所から給与の支払いを受けており、依頼者から報酬を受領することはないが、弁護士は依頼者から報酬を受領して事件を受任する。

上記法律では弁護士会の設立が予定されており、同法律成立から3年経過後に政府は法律研修センターの助言を受けて弁護士会設立のために必要な条件がととのったかについて十分な調査を行う義務を有する（同法第69条）。本報告書作成時点においては、いまだ上記法律に則った弁護士会は設立されておらず、その前段階として弁護士を含む法学部学位を有する者で AATL (Asosiasaun Advogadu Timor Lorosa'e) が組織されている。

3. 民事裁判制度

(1) 民事訴訟法の制定

憲法第96条第1項bにおいて、国会は政府に民事裁判手続および刑事裁判手続に関する法律の制定を授権することができると定められており¹¹、同条項に基づいて、民事訴訟法制定の授権に関する法律（2005年法律第17号）が制定された。そして、同法律に基づいて、民事訴訟法案が東ティモール人及び外国人専門家で構成される委員会によって起草され、民事訴訟法は、2006年2月21日、上記授権法の授権期間内である同法制定から120日以内に制定された。

控訴審裁判所所長 Claudio Ximenes 氏によると、「2006年の民事訴訟法制定の前はインドネシアの民事訴訟法を使用していたが、言語の問題、インドネシアの民事訴訟法に関する知見の不足などの問題もあり、可及的速やかに独自の民事訴訟法を制定する必要があった。東ティモールの現実に合わせる時間はなく、1980年頃のポルトガルの民事訴訟法をモデルにして東ティモールの民事訴訟法が起草された。現在の民事訴訟法は東ティモールの実情に合っておらず、改善が必要であり、遅かれ早かれ改正されるべきだろう。」とのことである。もともと、他の司法関係者からはそのような発言は聞かれず、現時点では現行の民事訴訟法を使いこなそうと努力している状況で、一般的にはその問題点を把握し検討する段階には至っていないのではないと思われる。

なお、東ティモールでは、同国の法律が制定されるまでは独立時に有効であった法律が引き続き適用される¹²（憲法第165条）。民事訴訟手続に関しては、独立以降もインドネシアの民事訴訟法が適用されていたが、東ティモールの民事訴

れ、公設弁護人は同事務所に所属し、無料で民事・刑事事件を受任する。

¹¹東ティモールでは、立法の迅速化のために、国会で授権法を制定した上で、同授権法に定められた原則に基づいて政府が法律を制定することが行われている。そのような国会から政府への立法権限の授権が可能な事項は、東ティモール憲法第96条第1項に列挙されている。

¹²東ティモール共和国憲法第165条（Laws and regulations in force in East Timor shall continue to be applicable to all matters except to the extent that they are inconsistent with the Constitution or the principles contained therein.）

訟法制定にともない、インドネシア民事訴訟法の適用は廃止された。

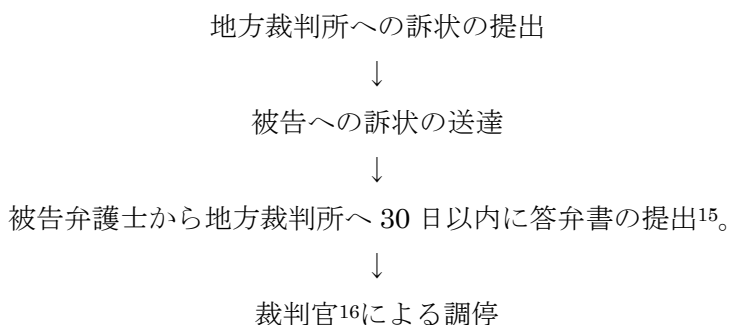
(2) 民事訴訟法の内容

民事訴訟法は、全919条の大部な法典となっており、その概要は添付別紙2の目次の通りである。同法を逐条的に検討することは本報告書の範囲を超えているが、概要を見る限り、現代的な民事訴訟手続きについて網羅的に規定していると思われる。同法は、強制執行手続きに関する規定（第5編）、家事、人事等に関する規定（第6編）も含んでいる。

民事訴訟法はポルトガル語で制定され、現在はポルトガル語とテトゥン語の対訳本が頒布されている。しかし、テトゥン語訳では多くの単語がポルトガル語のまま使用されており、分かりづらいと言われている¹³。Justice Sector Strategic Plan for Timor-Leste 2011-2030においても、「11.6.1.2. Continuing to invest in the development of legal Tetum; developing a Legal Dictionary in Tetum/Portuguese (National Institute of Linguistics in cooperation with international partners)」¹⁴が改革目標として記載されており、いまだテトゥン語の法的語彙が少ないことが推察される。国民の大多数が理解しうるテトゥン語で法律を制定するために、テトゥン語の法律語彙を増やすことは重要な課題であろう。なお、民事訴訟手続きにおける公用語は、ポルトガル語とテトゥン語とされている（民事訴訟法第104条）。

(3) 民事裁判手続き

2012年12月実施の現地調査における、ディリ地方裁判所Edite裁判官へのインタビュー等によると、東ティモールにおける民事裁判第一審手続きの流れは以下の通りである。

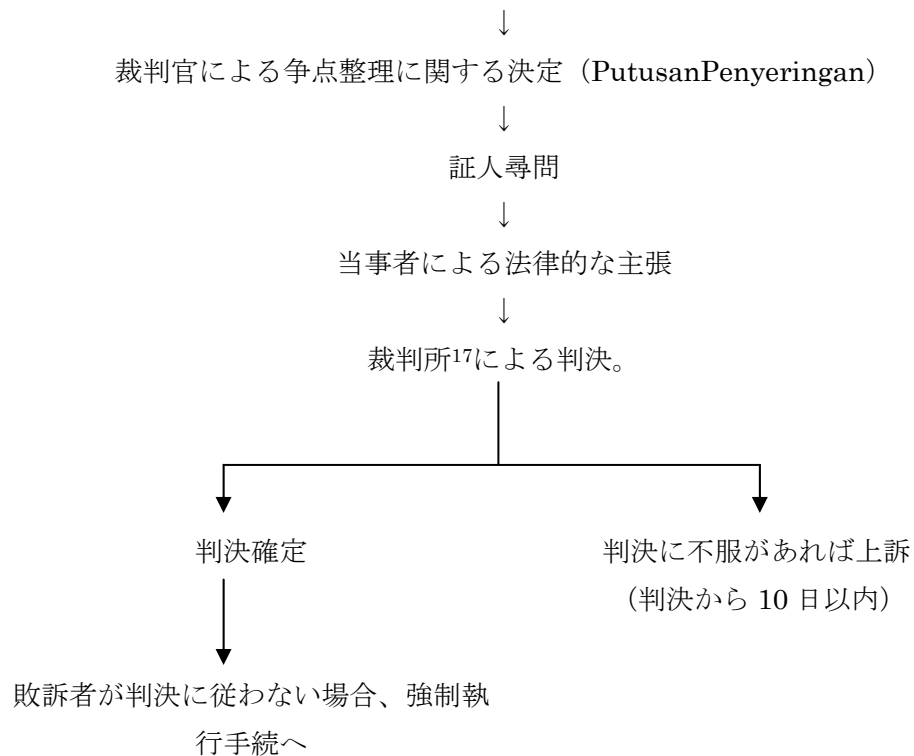


¹³2012年12月11日 Judicial System Monitoring Program (JSMP) の Luis De Oliveira Sampaxio 所長との面談での同氏コメント。

¹⁴Justice Sector Strategic Plan for Timor-Leste 2011 – 2030（別紙1の参考文献1）88頁。

¹⁵裁判当事者は必ず公設弁護人又は弁護士によって代理され、本人訴訟は行われていないとのことである。

¹⁶事件を担当する裁判官と同一の裁判官。



前記の各手続等は、以下の民事訴訟法の条文に対応すると考えられる。

(a) 地方裁判所への訴状の提出

原告は、地方裁判所に対して、当事者の氏名住所等、訴訟代理人、要件事実と法的理由、請求の趣旨、訴額等を記載した訴状を提出する（民事訴訟法第349条第1項）。訴状の提出後、原告は直ちに証人名簿、その他の証拠を裁判所に提出することができる（同条第2項）。

(b) 被告への訴状の送達

被告に対して、訴状が送達されるとともに、裁判期日への呼び出しがなされる（同法第359条）。

(c) 被告からの答弁書の提出

被告が適法に呼び出しを受けたにもかかわらず、裁判期日に欠席してなんらの異議を申し立てない場合は、特段の事情のない限り、被告は原告の請求を認諾したものとみなされる（同法第364条）。被告は、弁護士に委任して（同法第36条、第37条）、呼出日から30日以内に答弁書を提出することができる（同法第366条）。被告は、答弁書において原告の主張する事実を否認し、原告の法的主張に反論し、また抗弁事実を主張することができる（同法第367条）。また、答

¹⁷訴額が 5,000 ドル以上の場合には三人の裁判官による合議体で裁判を行い、訴額が 5,000 ドル以下の場合には単独の裁判官が裁判を行う。但し、裁判当事者らが希望すれば、本来は単独裁判官の裁判によるべき事件でも、合議体の裁判官によって裁判を行うことができる。

弁書において原告に対する反訴を提起することができる（同法第379条）。

(d) 裁判官による調停

全事件について、裁判官による調停が行われる（同法第385条）。調停は、裁判所が適切と認めた場合、裁判手続きのいかなる段階でも実施可能とされており（同条第5項）、審理の開始前には必ず調停を行なっている（同法第302条ないし第304条）。もっとも、ほとんど調停は成立しないとのことである。調停は事件を担当している裁判官が自ら行う。

(e) 争点整理手続き

裁判官が、訴状、答弁書及びそれらに添付されている書証¹⁸に基づいて、当事者らの主張、明らかな事実、証明を要する事実等を確認し、争点整理に関する決定（*Putusan Penyerangan*）を行う（同法第387条ないし第394条）。

(f) 立証手続

権利を請求する者は、権利の根拠となる事実の立証責任を負う（同法第510条）。権利行使の阻止事由、変更事由又は消滅事由に関する事実の立証責任は、権利の請求を拒否する者が立証責任を負う（同条）。法律上の推定などがある場合、立証責任は転換される（同法第512条）。立証責任を負わない当事者は、反証を提出することができる（同法第514条）。立証方法としては、当事者尋問（同法第520条ないし第540条）、証人尋問（同法第541条ないし第575条）、書証（同法第576条ないし第619条）、対質尋問（同法第620条ないし第622条）、検証（同法第623条ないし第628条）、鑑定（同法第629条ないし第652条）が挙げられている。一つの事実について、3人まで証人の申し出を行うことができる。

(g) 法的主張

立証手続が終了した後、立証された事実に基づいてまず原告に法的主張を行うための期間として10日間が与えられ、次に被告に法的主張のための期間として10日間が与えられる（同法第405条）。

(h) 判決

原告及び被告による法的主張の審理が終了した後、裁判所は30日以内に判決を行う（同法第406条）。判決では、当事者の主張の整理、争点の確定、事実の確認、法律の解釈適用を行って、結論を導く（同法第407条）。敗訴当事者は、判決から10日以内において上訴することができる（同法第436条）。

裁判所で提起されている民事訴訟には、離婚、相続、契約不履行、土地紛争、債権回収などがあり、東ティモール政府が原告となり外国企業を被告とする税務訴訟も係属しているとのことである。

¹⁸書証の提出が遅れた場合、相手方当事者に異議があるかを確認する。書証提出の遅延には罰金が科されることもある。

(4) 裁判費用

裁判費用は裁判手続きの終了後に支払うことになっており、裁判費用の金額は訴額と訴訟手続終了時にどこまで手続きが進行していたかによって定まる（別紙 5 参照）。

4. 執行制度

東ティモールにおける強制執行制度は、民事訴訟法第 5 編（第 666 条—第 789 条）に定められている。

強制執行は、債務名義に基づいて行われ、確定判決、公証人によって作成された公正証書及び特別な手続きにより強制執行力が付与された文書などが債務名義となる（同法第 669 条）。東ティモールの裁判所で下された確定判決を債務名義とする強制執行は、当該裁判所の管轄となり、当該裁判所によって実施される（同法第 679 条）。強制執行の申し立ては、債務名義とともに申立書を執行裁判所に提出して行われる（同法第 687 条）。強制執行を受ける債務者は、強制執行に係る照会を受けてから、20 日以内に異議の申立てを行うことができる。強制執行に対する異議の申し立てがあった場合、強制執行の申立人は異議の通知から 20 日以内に反論書を提出しなければならない（同法第 695 条）。差押えの対象としては、不動産（同法第 712—720 条）、動産（同法第 721—730 条）及び債権（銀行預金を含む。）（同法第 731—740 条）が挙げられており、それぞれにつき差押えの手続きが定められている。不動産及び動産の差押え、引渡しについて債務者が抵抗する場合、公権力の援助を要請することができる（同法第 714 条、第 724 条、第 725 条）。

強制執行で差し押さえられたものは、債権者に引き渡されない場合、配当のために売却、換価される。売却は、裁判所による競売又は裁判所外での売却により行われる（同法第 759 条）。

そもそも、判決の執行件数がどれほどあるかは不明であるが、弁護士、裁判官へのインタビューによれば執行制度は機能しているとのことである。インドネシアでは執行制度について多くの問題点が指定されているが、東ティモールでは債務者が抵抗した場合の担保となる警察の信頼性が高いという点が、執行制度の裏付けとなっているのではないか。東ティモールでは、従来、UNMIT 警察が東ティモール警察と共同して警察権を行使していたが、2012 年中に UNMIT 警察は撤退し、東ティモール警察のみで治安の維持を行うこととなった。今後、UNMIT 警察撤退後の東ティモール警察の信頼性ととも、その執行制度への影響についても注視する必要があるだろう。

5. 調停・仲裁

(1) 裁判手続内の調停¹⁹

前述の通り、原告及び被告によるそれぞれ訴状と答弁書の提出の後、審理開始前に裁判官は全事件について、調停を試みる²⁰。東ティモールの民事裁判では、裁判で争われている請求内容が当事者に自由な処分が認められているものであるとき、当事者の共同の申立てにより、又は裁判官が適切と認めた場合、調停を試みることができる（民事訴訟法第 385 条第 1 項）。調停手続は裁判官が主催し、公平性に最もかなった解決策を模索する（同条第 3 項）。調停手続は、裁判所が適切と認めた場合、訴訟手続きのいかなる段階においても実施することができる。しかし、この目的のために当事者を複数回招集することはできない（同条第 5 項）。

原告はいつでも訴えの全部又は一部を取り下げることができ、被告はいつでも請求の全部又は一部を認諾することができる。また訴訟手続きのいかなる段階であれ、原告及び被告は係争事件について和解することができる（同法第 245 条）。但し、被告による答弁書の提出後における原告による訴えの取下げは、被告の同意を必要とする（同法第 248 条）。訴えの取下げ、請求の認諾、裁判上の和解により、裁判は終了する（同法第 245 条、第 246 条、第 247 条）。

離婚に係る訴えについても、調停手続が予定されており（同法第 827 条ないし第 830 条）、相続に係る訴えについても同様である（同法第 846 条ないし第 906 条）。

なお、ディリ地方裁判所裁判官との面談によると、審理開始前の調停手続において合意が成立することはほとんどないとのことである。

(2) 公設弁護人による調停・仲裁

公設弁護人事務所での面談によると、同事務所においても民事紛争や、軽い刑事事件について調停を実施しているとのことである。公設弁護人事務所が調停を行う法的根拠は明らかではないが、調停が成立した場合、いわゆる裁判外の和解となると思われる。もともと、公式に作成された、または公証人によって認証された義務形成を記載しこれを承認する文書は執行力を有するとされているので、要件を具備すればこれら裁判外の和解も執行力を持つことができる（民事訴訟法第 669 条第 1 項 b）。

(3) 村落での調停・仲裁

¹⁹民事訴訟法の日本語訳では、調停と翻訳されているが、内容的には日本の民事訴訟手続における裁判上の和解のための手続と同様と解される。

²⁰条文の位置と内容から、第 302 条ないし第 304 条が本案審理開始前の調停について定めているのではないかと考えられるが、日本語訳の意味が明瞭でなく、さらに確認が必要である。第 402 条第 2 項も同様である。

2012 年 12 月に Ermera 県 Lawala 村を訪問して、同村で調停を行う村長らに聞き取り調査を行ったところ²¹、同調査結果によると村落調停の実施方法、対象事件、効力等は以下の通りである。

① 調停の実施者

村長、事務長、委員長の 3 人で調停を行う。複数回の調停期日が設けられる場合には、委員長が調停を行い、最後の期日に村長がまとめることもある。村のセキュリティ担当者も調停手続きに関与する。複数の村落にまたがる事件であれば、全ての関係する村落の責任者が調停に参加する必要がある。

② 調停場所

村内の個人宅で行う。

③ 調停対象となる事件

刑事・民事の両方を含み、性的暴力、家庭内暴力、喧嘩、窃盗、詐欺、離婚、土地紛争などを扱っている。村の条例に基づいて、村での全調停事件は記録が保存されている。殺人などの重大な刑事事件も以前は調停で解決していたが、現在は必ず警察に報告している。警察が犯人を逮捕した刑事事件であっても、村での調停が並行的に行われることもあるし、警察の判断により警察で刑事手続きを進めるのではなく村の調停に事件の解決が委ねられることもある。

村で発生した全事件は村長に報告されることになっており、村長は報告を受けて当事者らに村の調停で解決するか警察又は裁判所での公的手続で解決するかを確認する。

遺産相続に関しては紛争が発生せず、調停の対象となっていない。

④ 調停手続

未成年に対する強姦の事例では、以下の通りである。

(ア)調停開始の記録作成

(イ)事務費用として 50 ドルが村長らに支払われ、セキュリティ担当者
が関係者に調停開始の連絡をする

(ウ)調停の日時決定

(エ)セキュリティ担当者に 50 ドル支払

(オ)各 3、4 時間の調停を 5 回実施

(カ)調停期日では、まずセキュリティ担当者が身体検査を行う。加害者とその証人、及び被害者とその証人に集ってもらい、村長らの調停人が中央に座る。どちらから話したいかを確認し、順番にその主張を話す。双方の主張が終わったところで合意が出来なかったら、証人尋問（相互尋問）を行う。それでも合意できなかったら、セキュリティ担当者が調停場所から少し離れた別々の場所に各当事者を連れて

²¹別紙 3 の現地調査記録を参照。

行き、冷静になって事件について考えさせる。それでも合意できなかった場合は、次回期日まで私的報復などをしないという誓約書に署名させて、次回期日を決めて、その日の調停は終了する。調停人は、次回期日までの間に記録を検討して解決方法を考える。

(キ)調停の最後にどちらが有責かを決める。調停成立のためには両当事者の合意が必要であるが、調停人が判断を示して、それに両当事者が合意するかを確認する形で行われている。

- ⑤ 調停不成立の場合には、当事者らは、調停人が用意した書類を持参して、刑事事件であれば警察に、民事事件であれば裁判所に訴え出る。
- ⑥ 調停成立結果には、当事者らが調停終了後は調停での合意内容以外に相手方に対して一切の請求権を有しないことも記載される。調停結果は書面にして調停人、当事者らが署名して村で期限定めなく保管する。調停結果の書面は当事者と警察にも渡される。
- ⑦ 調停結果は必ず履行されており、調停結果の強制執行は必要ない。
- ⑧ 調停は慣習法（アダット）に基づいて行われており、慣習法は Ermera 県内ではほぼ同じである。
- ⑨ 解決事例
 - ・ 傷害事件：加害者から被害者に傷害（出血あり）の補償として、水牛一頭を渡す。
 - ・ 親子間の傷害：加害者から被害者に傷害の補償としてタイスと豚一頭を渡す。
 - ・ 義理の親子間の傷害：加害者から被害者に傷害の補償として水牛と宝石を渡す。
 - ・ 血縁のない者の間の傷害：加害者から被害者に傷害の補償としてタイス、豚一頭、山羊一頭を渡す。加害者と被害者の血縁関係が薄れるにつれて、賠償として高価な物を渡さなければならない。
 - ・ 土地問題は、コーヒーの樹木が隣地の境界を越えて繁殖し境界が不分明になることによる、コーヒー農園の境界に関する紛争が多い。調停手続きでは、紛争地に行って、そこに長く住んでいる人の意見を聞く。土地問題は調停で解決できているとのことである。
- ⑩ 教会の司祭による調停も行われており、婚姻関係が扱われている。

6. 外国からの支援状況

(1) UNDP

東ティモールでの司法分野に関しては、UNDP が 2003 年から「Strengthening the Justice System in Timor-Leste」プロジェクトを実施してきたところ、新しい

プロジェクト・ドキュメントが 2005 年 12 月に作成され、同プロジェクトは司法セクターのキャパシティ・ビルディングに焦点をあてたものに修正された。しかし、2006 年の騒乱は大きな環境の変化をもたらし、司法セクターへの最も包括的な支援としての同プロジェクトは、長期的な人材開発を離れて、危機対応と復興への緊急的な要請に応えなければならなくなった。2007 年に行われた同プロジェクトの独立外部評価の提言に基づいて、同プロジェクトは司法の利用者側に焦点を当てることを含め、対象、構成、規模において大きな変更が加えられることになった。2008 年 12 月には 2013 年 10 月までのプロジェクトとして、新たなプロジェクト文書が作成されている。同プロジェクト文書では、最終目標として「法の支配を確立し、貧困層及び社会的弱者の法的自律を通じて司法アクセスを改善するための、東ティモール司法制度の組織的能力の強化」を掲げており、そのためのプロジェクトの成果目標として、以下の事項を挙げている。

- (ア) 司法セクター構成員の技術と能力の向上
- (イ) 公的な司法制度の地方への拡大と、正義を実施し社会的弱者集団を保護する全地方裁判所の能力の強化
- (ウ) 刑事司法の効率的な遂行を確保するための検察業務の強化
- (エ) 公衆の安全を維持し、かつ服役者待遇の国際的な最低基準を満たす矯正業務能力の強化
- (オ) 全ての人の司法アクセスの向上と、司法機関への一般的な信頼の改善
- (カ) 司法制度プログラムの最高執行責任者の設置

(2) AusAID²²

AusAID は、2007 年から 2012 年まで(のちに延長)のプロジェクトとして、「East Timor – Justice Sector Support Facility」を実施している。その最終目標は東ティモールにおける法の支配の強化、安定及び発展であり、下位目標として全ての男性、女性及び子供のための適時の透明で公正な司法へのアクセスを設定し、以下の要素で構成される。

- (ア) 司法セクター中核機関（組織的な運営・管理能力の強化）
- (イ) 市民社会（男性、女性及び子供のための司法アクセスの向上を要求する市民社会の能力の強化）
- (ウ) ファシリティの協調、運営及び成果の評価（東ティモール政府の優先順位との調和と他のドナーとの協調を維持する、ファシリティ・リソースの効果的かつ効率的な運用）

2012 年 10 月現地調査での AusAID 訪問時の面談によれば、本ファシリティーは

²²<http://www.ausaid.gov.au/countries/eastasia/timor-leste/Pages/governance-security-init4.aspx>

2013 年 2 月に終了予定であったが 1 年間延長され、各機関の共通データベースのための IT マネジメント・システムに係わる支援の予定とのことであった。また、司法セクターへの支援は縮小方向であり、他の分野により注力するとのことである。

(3) USAID²³

USAID は、2005 年から Asia Foundation と Management Sciences for Development を通じて、Access to Justice and Justice Institutions Strengthening Program を実施し、2009 年 1 月にはその評価報告書が作成されている²⁴。

- (4) その他、UNMIT、UNICEF、UNFPA、世界銀行などが司法分野での支援を行ってきた。また、ポルトガル、ブラジルは、東ティモールと同じくポルトガル語を母国語とすることから、自国の法曹をアドバイザー、法律実務家として派遣し、法案起草、裁判官業務などに係る支援を行っている。

7. 日本からの司法支援に係わる提言

(1) これまでの支援

日本は、東ティモールにおける法律分野への支援として、2009 年から 2010 年にかけて独立行政法人国際協力機構（JICA）と法務省法務総合研究所国際協力部によって、司法省法律諮問・立法局の職員を対象として、法案起草能力強化のために 3 回の本邦研修を実施した。そして、その後も国際協力部が法案起草に関して、2011 年 3 月、2012 年 3 月及び同年 12 月に現地セミナーを、2012 年 9 月には本邦研修を実施している。国際協力部による 2012 年 3 月以降の支援は、主として麻薬取締法の起草を題材とする。

(2) 今後の支援

(a) 村落調停に関する法律の起草支援の要望

東ティモールは早期の ASEAN 加盟を目指し早急に国内法制度の整備を進める方針であり、そのために引き続き日本からの法案起草能力強化のための支援を希望している。具体的な法案としては、これまで日本の支援のもとで取り組んできた麻薬取締法の目途がついてきたため、次に東ティモール司法省法律諮問・立法局は日本に対して村落調停に関する法律の起草支援を希望している。司法省法律諮問・立法局では、司法大臣の指示を受けて、村落調停に関する法律の起草作業を開始しているとのことである。

(b) 村落調停に関する法律の必要性

東ティモールにおける民事裁判制度の現状については、前記の通り、以下

²³<http://timor-leste.usaid.gov/home>

²⁴http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACM677.pdf

の問題が挙げられる。

- (ア) 地方裁判所は東ティモール全国 13 県のうち 4 県にしか存在せず、地方裁判所の存在しない地域の住民が、民事紛争の解決のために地方裁判所で訴訟を提起、遂行するのは地理的に極めて困難な状況である。
- (イ) 裁判官、弁護士等の法曹の人数が限られており、刑事事件が優先されていることもあって、民事事件まで十分に対応しきれていない。
- (ウ) 裁判所での民事訴訟では、解決までに相当の時間と費用（移動費、裁判所費用、弁護士費用等）がかかる。
- (エ) ポルトガル語で作成されテトゥン語に翻訳されていない法律があり、また裁判手続き（特に外国人裁判官、弁護士が参加する場合）でポルトガル語が使用されるため、ポルトガル語を理解しない当事者には言語的障壁がある。
- (オ) 必ずしも、裁判制度による紛争解決が一般に周知されていない。

上記の問題を克服し、東ティモール共和国憲法第 26 条で保障されている国民の司法アクセスを改善するために、正しい形で村落調停を活用することが必要と認識されている。村落調停には、裁判所における裁判とは異なり、紛争当事者にとってより受け容れ易い慣習法の適用が可能なこと、厳格な法律の適用ではなく柔軟に当事者の満足する解決が得られること、法律的に紛争となっている問題だけでなく周辺事情も含めて総合的な解決が図れるなどの利点もある。実際にも、現在、多くの紛争が村落調停で解決されている。

以上のことから、実際に行われている村落調停に法的な基礎を与え、また公正な村落調停の実施を担保するため、村落調停に関する法律の起草が望まれている。

村落調停に関しては、2009 年に UNDP によって実態調査が行われ報告書（Final Executive Report of the Consultation Process on Customary Law and Local Justice）がまとめられている。また、村落調停に関して 2 件の法案（1 件は前記の実態調査に基づいて作成）が作成されたが、いずれも司法省によって受け入れられなかった²⁵。2012 年 12 月の現地調査時に司法省関係者に上記法案が受け入れられなかった理由について質問したところ、東ティモールの実態に合っていなかったからとのことであったが、その具体的な理由は明らかではない。新たに村落調停に関する法案を起草する際には、過去の法案の轍を踏まないためにも、上記法案を検討して、それらが受け入れられなかった理由を確認することが望ましい。なお、上記の法案は、村落調停の役割に関する具体的な提言を含むパブリック・コンサルテーションに基づい

²⁵Justice Sector in Timor-Leste: A Road Map（別紙 1 の参考文献 2） 19 頁。

て作成されていたにもかかわらず、慣習法に基づく手続の役割に関するビジョンを提示し、規制枠組みの一般的原則、価値観及び対象を明示することについての具体的な政策提言を遂行する努力が見られなかったと報告されている²⁶。

村落調停の実態については、USAID 報告書（2009 年）²⁷の記載が示唆に富む。

(c) 村落調停に関する法律に係る論点

村落調停に関する法律については、多くの論点が含まれるが、以下の通り、そのいくつかについて 2012 年現地調査時にワークショップ形式で司法省法案作成担当者と議論した。

(7) 調停機関

いわゆる司法型、行政型及び民間型の調停のうち、村落調停法案では行政型と民間型が対象となるだろうとのこと。行政型としては、2012 年 12 月に現地聞き取り調査を行ったような、選挙を通じて任命された村長らの行政担当者による調停が想定される。民間型としては、教会による調停、弁護士による調停（但し、公設弁護人による調停は、行政型に分類されるべきかもしれない）などが想定される。もっとも、実際にはより多様な機関、手続きにより村落調停が行われていると考えられ、どこまで法案に取り込むかは更なる検討を要しよう。

(i) 調停対象

- ・ 刑事事件については、3 年以下の禁固刑が定められている軽微な犯罪については調停が可能と、複数の聞き取り調査で述べられた。その趣旨は、東ティモールの刑法では、日本の刑法と比べて多くの犯罪が親告罪（半公的犯罪）とされており、親告罪については調停が可能であって、親告罪は 3 年の禁固刑よりも軽い刑罰のものに限られているということであろうか。

東ティモール刑事訴訟法では、犯罪が行われたことを認識した警察官は直ちに報告書を作成しなければならないと定められている（刑事訴訟法第 211 条第 1 項）。職務を行うに当たって犯罪が行われたことを認識した公務員も同様である（同条第 2 項）。親告罪（semi-public crime）の場合には、上記の書面による報告書が作成されてから 15 日以内に告訴が行われなければ、刑事訴訟手続きは終了する（同条第 3 項）。告訴の期間は、被害者が犯罪行為と犯人を知ってから 6 カ月以

²⁶同上。

²⁷http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACM677.pdf

内とされている（同法第 215 条）。被害者が告訴権を明示的又は黙示的に放棄した場合、被害者は告訴権を行使することができなくなり、また被害者が告訴を撤回した場合、被害者は新たに告訴権を行使することはできない（同法第 216 条）。告訴は、被告人から異議が申し立てられないことを条件として、第一審の判決が下されるまで撤回することができる。

東ティモール刑法では、犯罪は公的犯罪（public crime）と半公的犯罪（semi-public crime）に分類され、公的犯罪は被害者からの告訴の有無にかかわらず刑事訴訟手続きが進められるが、半公的犯罪は被害者による告訴権の行使を条件として刑事訴訟手続きが進められると定められている（刑法第 106 条）。同法では、軽い傷害罪（同法第 145 条）、過失による傷害罪（同法第 148 条）、医療過誤（同法第 149 条）、喧嘩による傷害罪（同法第 151 条）、脅迫罪（同法第 157 条）、軽い強要罪（同法第 158 条）、プライバシーに対する罪（同法第 183 条）、秘密情報漏えい罪（同法第 183 条）、住居侵入罪（同法第 185 条）などが半公的犯罪とされている。

軽微な刑事事件が調停の対象となるかという現地での議論では、調停によって加害者と被害者が和解すれば、刑事裁判の対象とはならないかという点（軽微な犯罪は刑事裁判ではなく調停で解決できるか）と、被害者が犯罪によって被った経済的及び精神的損害の民事的賠償について加害者と被害者が調停で和解できるかという点の区別が明確に意識されていないように思われる。今後、現地で軽微な刑事事件が調停の対象となるかという議論をする際には、上記の区別を明確にしたうえで議論すべきである。

- ・ 東ティモールでは、歴史的な経緯や、社会状況に基づいて、土地に関する法的紛争が多発している。

土地紛争の一つの類型は、その所有権をめぐる争いである。東ティモールでは、ポルトガルの植民地、インドネシアによる占領、2002 年の独立、2006 年の騒乱という歴史を経て、土地に対する権利が重層的に存在する状態をきたしている。それにより、現在、ポルトガル植民地時代の土地の所有者と現在の土地所有（占有）者との間や、インドネシア占領時代の土地所有者と現在の土地所有（占有）者との間で土地所有権をめぐる法的紛争が発生している。また、ディリ市内では、1999 年騒乱時の難民がディリ市内に戻ろうとし、早い者勝ちの形で避難民の空き家を占有している者との間で紛争が発生している²⁸。

²⁸ 島田弦（2011 年）「平和構築における法制度改革—東ティモールの司法制度構築を事例として」国際開

土地紛争のもう一つの類型は、土地の境界をめぐる争いである。2012 年 12 月に行った Ermera 県 Lawala 村での村落調停に関する聞き取り調査では、コーヒーの樹木が隣地との境界を超えて繁殖し、コーヒー農園と隣地との間で土地の境界に関する紛争が発生するとのことであった。

USAID の報告書では、土地紛争の解決のための村落調停の利用について、以下の通りに指摘されている²⁹。

「洗練された効果的な慣習に基づく調停制度が国中に存在している。東ティモールの地方の住人は高度の合理性とコスト意識を示している。調査によると、彼らは、土地の権利をめぐる紛争を解決する場としては、公的な裁判所よりも地方の裁定を強く志向している。なぜなら、彼らは後者が前者よりもはるかに低費用であることを知っているからである。」

なお、土地法は 2012 年に国会で承認されたが、大統領によって再審議のために国会に差し戻されている³⁰。

- ・ 東ティモールでは、カトリック教に基づく結婚、民法に基づく結婚及び慣習法に基づく結婚の、3 種類の形態の結婚が認められている。カトリック教に基づく結婚は離婚が認められないが、それ以外の形態の結婚では離婚が認められるので、離婚も調停の対象となりうる。カトリック教会も婚姻関係に関して調停を行っているようである。
- ・ 家庭内暴力に関する法律（2010 年法律第 7 号）で、刑法上の一定の犯罪（傷害罪、強姦罪など）が家庭内で行われた場合、それを家庭内暴力と認め、それらは公的犯罪（非親告罪）とされている。それらの家庭内暴力は調停の対象とはならない。
- ・ 村落調停に関する聞き取り調査によると、相続に関する慣習法上のルールは明確であって争いの余地がないため、相続に関する紛争は発生しておらず、調停対象とならないとのことである。
- ・ その他、契約不履行、債権回収、不法行為などの民事事件も調停の対象となりうるであろう。

(ウ) 調停結果の効力

調停結果に既判力を与えることについては、概ね消極的な意見であった。村落調停での手続きと結果の公正性の担保が必ずしも強くないことが原因か。2012 年 12 月に行った Ermera 県 Lawala 村での村落調停に関する聞

発研究第 20 巻第 2 号 68 頁

²⁹USAID Land Law Program II Timor-Leste Final Report（別紙 1 の参考文献 7）5 頁

³⁰大統領は国会で承認された法律の拒否権を有し、国会に法律の再審議を求めることができる（憲法第 88 条）。

き取り調査によると、調停内容は履行されているとのことであり、調停で成立した合意内容に執行力を与えるかという問題はあまり意識されていないようである。公証人が関与して作成される公正証書が債務名義になるのであれば、調停による合意内容に執行力を与えたい場合には、公証人に依頼して公正証書化する方法を設けておくことも考えられよう。

(d) 村落調停法案の起草支援に係る留意点

村落調停は、現在でも東ティモール国内において広く慣習法に基づいて行われているが、慣習法の手続と内容は必ずしも公正性が担保され、人権に配慮したものであるとは限らないと言われている。村落調停に係る法案の起草支援にあたっては、村落調停における手続的及び内容的な公正性を担保するために、社会的弱者、少数民族などの人権に配慮する必要がある。

また、裁判所による公的な紛争解決制度が十分に機能していない現状のもと、村落調停は人々の紛争解決機関として有益で必須のものと思料される。村落調停法案の起草支援にあたっては同法の制定が、現時点において機能している村落調停制度を毀損することのないように留意しなければならない。

(e) 日本が村落調停に関する法案起草に対する支援を行う意義

日本は、2009年から東ティモールにおける法案起草能力強化のための支援を行ってきており、現地カウンターパートとの強い連携関係を構築し、同支援のためのノウハウを蓄積している。同国における法案起草能力の強化は引き続き最優先事項の一つと考えられるところ、日本の現地カウンターパートとの関係とノウハウを生かしての村落調停に関する法案起草に対する支援は、同法案を題材としてさらに同国の法案起草能力強化に資するものである。

また、村落調停を対象とするものではないが、日本はインドネシア、モンゴル等において、調停制度に関する法整備支援を行った実績を有し、同実績を通じて調停制度に関する支援の人材を有し、ノウハウを蓄積している。日本がインドネシア及びモンゴルで行った調停制度に関する支援は、調停人養成のコンポーネントを含んでおり、村落調停に関する法案の起草支援とともに、調停人養成に係る支援を視野に入れることもありえよう。

(f) その他の民事裁判制度に関する支援

既に、民法、民事訴訟法などの基本法を含めて、かなりの法律がポルトガル語圏の国の法律に倣って作られていると考えられ、また、民事裁判制度の運用、人材育成もポルトガル語圏の法律家による指導が浸透している。日本から民事裁判制度に関する支援を行うとすれば、上記の現状との擦り合わせや、日本から支援を行う意義などについて検討が必要だろう。

以 上

別紙 1	参考文献
別紙 2	東ティモール民事訴訟法典（目次）
別紙 3	現地調査記録（2012 年 12 月）
別紙 4	現地調査記録（2012 年 10 月）
別紙 5	裁判費用一覧表

参考文献

1. Justice Sector Strategic Plan for Timor-Leste 2011 – 2030
(Approved by the Council of Coordination for Justice Dili, 12 February 2010)
(http://www.tl.undp.org/undp/procurementrules/RFQ%20044-2010%20Justice%20Sector%20Strategic%20Plan%20Book%20Printing/JSSP_ENGLISH.pdf)
2. Justice Sector in Timor-Leste: A Road Map
(United Nations Integrated Mission in Timor-Leste, Administration of Justice Support Unit, November 2012)
3. JSMP Annual Report 2011 (Overview of the Justice Sector)
(<http://jsmp.tl/wp-content/uploads/2012/06/OJS-2011-English.pdf>)
4. UNDP Strengthening the Justice System in Timor-Leste Programme
Independent / External Mid-term Evaluation Report (31 August 2011)
(http://74.119.210.141/sites/default/files/pdf_archive/JSP%20Mid-Term%20Evaluation%20Final%20Report.pdf)
5. United Nations Development Programme in Timor-Leste / Project Document
Enhancing the Democratic Rule of Law through Strengthening the Justice System in Timor-Leste (revised Justice System Programme) (2008 - 2013)
(<http://www.unrol.org/files/Project%20Document%20UNDP%20in%20Timor%20Leste.pdf>)
6. USAID Fostering Justice in Timor-Leste: Rule of Law Program Evaluation (January 2009)
(http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACM677.pdf)
7. USAID Land Law Program II Timor-Leste Final Report
(http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACG996.pdf)
8. AusAID East Timor – Justice Sector Support Facility - Design Framework for GoA Assistance
(http://www.ausaid.gov.au/Publications/Pages/8249_2388_2561_3980_7011.aspx)
9. 東ティモールにおける法令の英訳

資料 1 東ティモール共和国憲法（英訳）

資料 2 法曹の採用および研修に関する法律（2004 年法律第 15 号）（英訳）

- 資料 3 裁判官法（2002 年法律第 8 号）（英訳）
- 資料 4 裁判官法改正法（2004 年法律第 11 号）（英訳）
- 資料 5 弁護士業務及び弁護士養成制度に関する法律（2008 年法律第 11 号）（英訳）
- 資料 6 民事訴訟法制定の授權に関する法律（2005 年法律第 17 号）（英訳）
- 資料 7 刑事訴訟法（政令法 2005 年第 13 号）（英訳）
- 資料 8 刑法（政令法 2009 年第 19 号）（英訳）

10. 東ティモール民事訴訟法

（和訳） 法務総合研究所国際協力部提供

（原文） http://www.jornal.gov.tl/public/docs/2006/serie_1/serie1_no4.pdf

11. 島田弦「平和構築における法制度改革—東ティモールの司法制度構築を事例として—」
国際開発研究第 20 巻第 2 号

- 10. 松野明久 「東ティモール独立史（アジア太平洋研究選書 3）」早稲田大学出版部
- 12. 東大作 「平和構築—アフガン、東ティモールの現場から—」岩波新書
- 13. 後藤乾一編 「インドネシア（アジア太平洋研究選書 1）」早稲田大学出版部
- 14. 古沢希代子 松野明久 「ナクロマ—東ティモール民族独立小史」日本評論社
- 15. 後藤乾一 「＜東＞ティモール国際関係史 1900-1945」みすず書房

民事訴訟法典（東ティモール）³¹

第一編 一般民事訴訟手続き

第一章 規定および基本原則（1 条ー）

第二章 裁判当事者

- 第一節 人格と裁判能力（第 10 条ー）
- 第二節 適格当事者（第 29 条ー）
- 第三節 法定保護者（第 36 条ー）

第三章 権限および公平性の保証

- 第一節 権限に関する総則（第 45 条ー）
- 第二節 国際管轄権（第 48 条ー）
- 第三節 国内管轄権（第 50 条ー）
- 第四節 管轄権の伸張および修正（第 64 条ー）
- 第五節 権限の保証（第 69 条ー）
- 第六節 公正の保証（第 87 条ー）

第四章 一般訴訟手続き規則

- 第一節 総則（第 102 条ー）
- 第二節 当事者の役割（第 115 条ー）
- 第三節 合議制裁判所裁判官の役割（第 120 条ー）
- 第四節 書記官の役割（第 126 条ー）
- 第五節 事件記録簿の公示および閲覧（第 132 条ー）
- 第六節 通信行為（第 141 条ー）
- 第七節 無効規定（第 155 条ー）
- 第八節 送達規定
 - 第一款 総則（第 171 条ー）
 - 第二款 第一審の文書送達（第 173 条ー）
 - 第三款 最高裁判所における文書配分（第 186 条ー）

第五章 召喚状および通知書

- 第一節 通則（第 190 条ー）
- 第二節 召喚（第 195 条ー）
- 第三節 通知（第 211 条ー）

³¹ 東ティモールの民事訴訟法典については、日本語訳（法務省法務総合研究所国際協力部提供）を参照している。日本語訳の正確性は検証できておらず、また法律の翻訳には専門性が必要とされ、法律制度そのものが異なることに基づく翻訳の限界もあって、日本語訳の理解は筆者の独自の解読に基づく部分もある。なお、ポルトガル語の原文は、東ティモールの官報に掲載されている。

http://www.jornal.gov.tl/public/docs/2006/serie_1/serie1_no4.pdf

第六章 機関

- 第一節 争点の原因と拡張（第 220 条一）
- 第二節 公判の中止、中断、消滅（第 231 条一）
- 第三節 予備的争点
 - 第一款 総則（第 254 条一）
 - 第二款 事件の訴額の検証（第 257 条一）
 - 第三款 補助参加
 - 第一目 自発的参加（第 271 条一）
 - 第二目 招集による参加（第 276 条一）
 - 第四款 共同訴訟的補助参加
 - 第一目 招集による参加（第 280 条一）
 - 第二目 検察の共同訴訟的補助参加（第 285 条一）
 - 第三目 第三者による差止め請求（第 286 条一）
 - 第六款 訴訟承継（第 295 条一）
 - 第七款 弁済（第 302 条一）

第七章 仮処分命令

- 第一節 共通仮処分命令（第 305 条一）
- 第二節 特定仮処分
 - 第一款 所有物の暫定的損害賠償（第 317 条一）
 - 第二款 会社の計画の差止め（第 320 条一）
 - 第三款 暫定的扶養手当（第 322 条一）
 - 第四款 仮救済措置に関する仲裁（第 326 条一）
 - 第五款 差押さえ（第 329 条一）
 - 第六款 新規事業の差止め命令（第 334 条一）
 - 第七款 保管供託（第 340 条一）

第二編 事件陳述

第一章 手続き様式（第 347 条一）

第二章 訴訟手続きの共同申立て

- 第一節 異議申立て
 - 第一款 最初の申立て（第 349 条一）
 - 第二款 被告人の欠席（第 363 条一）
 - 第三款 抗弁（第 366 条一）
 - 第四款 特例規定（第 372 条一）
 - 第五款 反訴（第 379 条一）
 - 第六款 無効主張・反訴への答弁（第 380 条一）
 - 第七款 付随的訴答（第 383 条一）
- 第二節 改善と指導
 - 第一款 改善（第 385 条一）
 - 第二款 訴訟手続きの指示（第 389 条一）

第三章 審問および判決（第 395 条一）

第四章 評決

- 第一節 判決準備（第 406 条－）
- 第二節 判決の欠陥と改善（第 414 条－）
- 第三節 判決の効果（第 419 条－）

第五章 上訴

- 第一節 総則および共通総則（第 426 条－）
- 第二節 上訴（第 443 条－）
- 第三節 不法行為に基づく上訴（第 467 条－）
- 第四節 特別な不服申立
 - 第一款 再審（第 487 条－）
 - 第二款 法解釈の統一（第 494 条－）

第三編 証明

第一章 総則（第 500 条－）

第二章 立証責任と推定

- 第一節 立証責任（第 510 条－）
- 第二節 推定（第 517 条－）

第三章 証拠

- 第一節 当事者の自供（第 520 条－）
- 第二節 供述証拠
 - 第一款 総則（第 541 条－）
 - 第二款 供述証拠の証拠調べ（第 553 条－）
- 第三節 書証
 - 第一款 総則（第 576 条－）
 - 第二款 書証手続き（第 595 条－）
- 第四節 尋問（第 620 条－）
- 第五節 検証（第 623 条－）
- 第六節 鑑定
 - 第一款 鑑定人の指名（第 629 条－）
 - 第二款 鑑定証拠の目的と対象（第 637 条－）
 - 第三款 鑑定の実施（第 641 条－）
 - 第四款 再鑑定（第 650 条－）

第四編 経費、罰金および補償金

- 第一節 経費（第 653 条－）
- 第二節 罰金および賠償金（第 662 条－）

第五編 共通強制執行手続き

第一章 総則（第 666 条－）

第二章 手続き

- 第一節 初期段階（第 687 条－）
- 第二節 強制執行に対する異議申立て（第 692 条－）

- 第三節 差押さえ（第 697 条－）
- 第四節 差押さえの特例
 - 第一款 不動産の差押さえ（第 712 条－）
 - 第二款 動産の差押さえ（第 721 条－）
 - 第三款 権利の差押さえ（第 731 条－）
 - 第四款 配当（第 741 条－）
- 第五節 支払い
 - 第一款 金銭の支払いおよび目的物の引き渡し（第 748 条－）
 - 第二款 分割払い（第 755 条－）
 - 第三款 売却
 - 第一目 形式（第 759 条－）
 - 第二目 裁判所外の売却（第 760 条－）
 - 第三目 競 売（第 763 条－）
 - 第四目 通 則（第 780 条－）
- 第六節 弁済（第 781 条－）
- 第六節 執行の廃止および取消し（第 784 条－）
- 第八節 異議申立て（第 789 条－）

第六編 特別手続き

- 第一節 総 則（第 790 条－）
- 第二節 禁治産または欠格（第 793 条－）
- 第三節 記録、文書および事件記録簿の訂正について（第 808 条－）
- 第四節 担保の提供（第 817 条－）
- 第五節 離婚および別居（第 827 条－）
- 第六節 扶養手当の規定（第 831 条－）
- 第七節 外国判決の承認と執行（第 838 条－）
- 第八節 相続財産目録
 - 第一款 総則（第 846 条－）
 - 第二款 相続財産管理人の陳述と利害関係人の異議申立て（第 857 条－）
 - 第三款 遺産（第 863 条－）
 - 第四款 遺産分割協議（第 869 条－）
 - 第五款 入 札（第 879 条－）
 - 第六款 分割（第 889 条－）
 - 第七款 遺産分割協議書の訂正または取消し（第 899 条－）
 - 第八款 附帯分割協議書および法的救済（第 902 条－）
 - 第九款 特殊訴訟における遺産分割協議書（第 905 条－）
- 第九節 合議制裁判所裁判官に対する損害賠償請求訴訟（第 907 条－）

第七編 暫定・最終条項（第 917 条－第 919 条）

調査記録（2012 年 12 月 9 日－12 日）³²

1. 村落調停の現地聞き取り調査

場所： Ermera 県 Lawala 村³³
日時： 2012 年 12 月 9 日 10:30－12:30
参加者： 江藤教官、戸根統括、平石、東ティモール司法省立法局（Vital 氏など、約 5 名）、北井通訳
情報提供者： BenditoSoares 村長、事務長、委員長

(2) 調停の実施者

村長、事務長、委員長³⁴の 3 人で調停を行う。複数回の調停期日が設けられる場合には、委員長が調停を行い、最後の期日に村長がまとめることもある。村のセキュリティ担当者³⁵も調停手続きに関与する。複数の村落にまたがる事件であれば、全ての関係する村落の責任者が調停に参加する必要がある。

(3) 調停場所

村内の個人宅

(4) 調停対象となる事件

刑事・民事の両方を含み、性的暴力、家庭内暴力、喧嘩、窃盗、詐欺、離婚³⁶、土地紛争などを扱っている。調停では村の条例³⁷が適用される。殺人などの重大な刑事事件も以前は調停で解決していたが、現在は必ず警察に報告している³⁸。警察が犯人を逮捕した刑事事件であっても、村での調停が並行的に行われることもあるし、警察の判断により、村の調停に事件の解決が委ねられることもある。

³²限られた時間で通訳を介して聴き取り調査を行ったため、一部、情報提供者の発言を正確に理解できていない可能性がある。

³³Dili から車で約 2 時間の山中に所在。登録人口 2115 人（415 世帯）であり、その他に約 2,000 人の損害からの移住者が居住。村は 3 村落で構成される。

³⁴3 人一组で住民選挙により選ばれ、任期は 5 年。

³⁵2 人のリーダーと 6 人（1 村落につき 2 人）のメンバーで構成される。

³⁶結婚には、カトリック教に基づくもの、民法に基づくもの、慣習法（アダット）に基づくものがあり、カトリック教に基づく結婚は離婚が認められない。

³⁷第 1 章人と自然の関係、第 2 章人と動物の関係、第 3 章人と人の関係で構成されている。

³⁸どのような事件に警察への報告義務があるかは書面で規則化されているということであったが、書面の存在は確認できなかった。村の記録保管庫にはコンピューターが 3 台置かれており、そこに調停の記録が保存されているということであった。

村で発生した全事件は村長に報告されることになっており、村長は報告を受けて当事者らに村の調停で解決するか、警察又は裁判所での公的手続で解決するかを確認する。

遺産相続³⁹に関しては紛争が発生せず、調停の対象となっていない。

(5) 調停手続

未成年に対する強姦の事例では、以下の通りである。

- (a) 調停開始の記録作成
 - (b) 事務費用として 50 ドル⁴⁰が村長らに支払われ、セキュリティ担当者が連絡
 - (c) 調停の日時決定
 - (d) セキュリティ担当者に 50 ドル支払
 - (e) 各 3、4 時間の調停を 5 回実施
 - (f) 調停期日では、まずセキュリティが身体検査を行う。加害者とその証人、及び被害者とその証人に集ってもらい、村長らの調停人が中央に座る。どちらから話したいかを確認し、順番にその主張を話す。双方の主張が終わったところで合意が出来なかったら、証人尋問（相互尋問）を行う。それでも合意できなかったら、セキュリティが調停場所から少し離れた別々の場所に各当事者を連れて行き、冷静に事件について考えさせる。それでも合意できなかったら、次回期日まで私的報復などをしないという誓約書に署名させたいうえ、次回期日を決めて、その日の調停は終了。調停人は、次回期日までの間に記録を検討して解決方法を考える。
 - (g) 調停の最後にどちらが有責かを決める。調停成立のためには両当事者の合意が必要であるが、調停人が判断を示して、それに両当事者が合意するかを確認する形で行われているようである。
 - (h) 調停不成立の場合には、当事者らは、調停人が用意した書類を持参して、刑事事件であれば警察に、民事事件であれば裁判所に訴え出る。
- (6) 調停結果には、当事者らが調停終了後は相手方に対して一切の請求権を有しないことも記載される。調停結果は書面にして調停人、当事者らが署名して村で期限の定めなく保管。調停結果の書面は当事者と警察にも渡される。
- (7) 調停結果は必ず履行されており、調停結果の強制執行は必要ない。
- (8) 調停は慣習法（アダット）に基づいて行われており、慣習法は Ermera 県内ではほぼ同じである。
- (9) 解決事例
- ・ 傷害事件：加害者から被害者に出血のある傷害の補償として、水牛一頭⁴¹を渡

³⁹同村の慣習法（アダット）では、夫が死亡すると妻が土地を相続し、妻が死亡すると男子（女子には相続権なし。）が土地を相続し、相続は別段の手続なく円滑に行われているとのことである。

⁴⁰50 ドルの事務手数料は、従前から徴収されていたが、2012 年に住民の合意に基づいて書面規則化されている。

す。

- ・ 親子間の傷害:加害者から被害者に傷害の補償としてタイス⁴²と豚一頭⁴³を渡す。
- ・ 義理の親子間の傷害:加害者から被害者に傷害の補償として水牛と宝石を渡す。
- ・ 血縁のない者の間の傷害:加害者から被害者に傷害の補償としてタイス、豚一頭、山羊一頭を渡す⁴⁴。
- ・ 土地問題は、コーヒーの樹木が隣地の境界を越えて繁殖し境界が不分明になることによる、コーヒー農園の境界に関する紛争が多い⁴⁵。調停手続きでは、紛争地に行って、そこに長く住んでいる人の意見を聞く。土地問題は調停で解決できているとのことである。

(10) 教会の司祭による調停も行われており、婚姻関係が扱われている。

2. 民事訴訟手続の調査

場所: ディリ地方裁判所

日時: 2012年12月10日 8:30-9:15

参加者: 江藤教官、戸根統括、平石、東ティモール司法省立法局（ヴァスコ氏、パスコアル氏）、北井通訳

情報提供者: Edite 裁判官

(1) 民事訴訟手続

- (a) 地方裁判所への訴状の提出
- (b) 被告への訴状の送達
- (c) 被告弁護士から地方裁判所へ 30 日以内に答弁書の提出⁴⁶。子供に関する事件、家庭内の事件を除き、答弁書の提出がない場合、原告の請求を認諾したとみなされる。
- (d) 全事件について、裁判官⁴⁷による調停が行われる。
- (e) 裁判官が、訴状、答弁書及びそれらに添付されている書証⁴⁸に基づいて、当事

⁴¹水牛一頭の価格は、500 ドルから 700 ドルとのこと。

⁴²東ティモール特産の手織りの布。

⁴³豚一頭の価格は、300 ドルから 500 ドルとのこと。

⁴⁴親子間、義理の親子間、血縁のない者の間と血縁関係が薄れるにつれて、補償の価額が大きくなる。

⁴⁵東ティモールでは土地法がなく（法案は国会で可決されたが、大統領が署名、公布せず、再審理のために差し戻されている。）、土地の登録制により登録証が発行されている。但し、紛争のある土地には登録証は発行されておらず、調停が成立すると紛争が解決したものとして役所が登録証を発行しているとのことである。

⁴⁶裁判当事者は必ず弁護士によって代理され、本人訴訟は行われていないとのことである。

⁴⁷事件を担当する裁判官と同一の裁判官。

⁴⁸書証の提出が遅れた場合、相手方当事者に異議があるかを確認する。書証提出の遅延には罰金が科されることもある。

者らの主張、明らかな事実、証明を要する事実等を確認し、争点整理に関する決定（*Putusan Penyerangan*）を行う。

- (f) 上記の決定に基づいて、証明すべき事実について証人の申し出がなされる。一つの事実について、3 人まで証人の申し出を行うことができる。証人尋問が行われ、それに基づいて事実を明らかにする。
- (g) 当事者に時間が与えられ、当事者らは法律的な主張を行う。
- (h) 裁判所⁴⁹による判決。

(2) 調停

- ・ 調停は第一回期日の前に全事件について行われる。その後は調停又は和解勧誘が行われることはない。
- ・ 当事者の合意により調停が成立すれば、確定判決と同じ効果がある。
- ・ 調停は、家庭内の問題、単純な事件では成立することもあるが、ほとんど成立しない。

(3) 裁判手続きに必要な時間

裁判手続は、何も問題がなければ、5 カ月で終了するが、実際には 2003 年に開始した裁判手続で現在も継続しているものもあり、何年もかかっている。裁判官の人数が少ないことが問題である。また、外国人裁判官による裁判の場合は、書証等を翻訳するのに時間がかかる。

(4) 強制執行

判決の強制執行には別途の申立が必要であり、判決の強制執行は、必要な場合には警察の協力を得て、裁判所事務官によって行われる。判決の強制執行に関する詳細な規則はない。

3. 強制執行手続きの調査

場所： ディリ地方裁判所

日時： 2012 年 12 月 10 日 10:30–11:15

参加者： 江藤教官、戸根統括、平石、東ティモール司法省立法局（ヴァスコ氏、パスコアル氏）、北井通訳

情報提供者： Sebastiao Mareos Soares 氏（*Escrivao de Direito*）

(1) 強制執行件数

2012 年 1 月からこれまでに 14 件の強制執行の申立がなされ、内 9 件が強制執行さ

⁴⁹ 訴額が 5,000 ドル以上の場合には三人の裁判官による合議体で裁判を行い、訴額が 5,000 ドル以下の場合には一人の裁判官が裁判を行う。但し、裁判当事者らが希望すれば、本来は単独裁判官の裁判によるべき事件でも、合議体の裁判官によって裁判を行うことができる。

れている。

(2) 強制執行の対象

土地、車等の動産、銀行預金など。

(3) 強制執行の手続

(a) 判決が 20 日以内に履行されなければ（又は履行の保証が出されなければ）、強制執行の申立てが可能である。

(b) 裁判所は強制執行の申立てについて被告に通知する。

(c) 被告は弁護士を通じて異議の申し立て（強制執行の対象物が自分の所有物ではないなど）ができる。

(d) 前記の異議申し立てが裁判官によって認められなかった場合、被告は再度の異議申し立て（Extra-ordinary）ができる。

(e) 被告が強制執行に抵抗する場合、警察の協力を得る。

(f) 広告、テレビ、官報等を通じて告知がされ、裁判所によって強制執行対象の競売が行われる。

(4) 強制執行の費用⁵⁰は存在せず、コピー代等の実費が徴収されるだけである。実費徴収の際には見積書、領収書が交付され、銀行口座に納付される。

(5) 強制執行については民事訴訟法に規定があり、それに従って行われているが、被告による抵抗、デモなどの問題が起きることがある。警察に協力を求めても、問題が解決するまでに 2, 3 日掛かることがあった。例えば、2009 年に判決があった事件で、2011 年に強制執行が完了したものもある。一般市民は法律を理解しておらず、裁判で判決が出ても、強制執行の際に抵抗する。

(6) 裁判所には、書記官と事務官が所属しており、書記官は裁判期日に立ち会って調書を作成し、事務官はその他の裁判所事務を執り行う。

4. 控訴審裁判所での調査

場所： 控訴審裁判所

日時： 2012 年 12 月 10 日 14:00–15:00

参加者： 江藤教官、戸根統括、平石、東ティモール司法省立法局（ヴァスコ氏、パスコアル氏）

情報提供者： Claudio Ximenes 氏（控訴審裁判所所長）⁵¹

⁵⁰裁判費用は訴額に応じて決められており、どの段階で訴訟が終了したかによって決められた額を後払いする（例えば、訴訟手続が 1/8、1/2 で終了した場合には、それぞれ訴訟が判決で終了した場合の 1/8、1/2 を支払う。）。

⁵¹1970 年に 20 歳で東ティモールからポルトガルに移住。ポルトガルで法学部を卒業して裁判官になる。リスボンの高等裁判所に所属していたが、2000 年に東ティモールに戻る。東ティモール Council of Coordination（司法省の諮問機関であり、司法分野一般について所管する。司法大臣、控訴審裁判所所長、検察庁長官、公設弁護人事務所所長で構成）のメンバー。

(1) 控訴審裁判所の概要

(a) 人員

7 人の裁判官（所長 1 名、外国人裁判官 3 名、東ティモール人裁判官 3 名）

(b) 件数

年間受理件数は約 200 から 300 件であり、約 1/3 が民事事件で約 2/3 が刑事事件である。地裁の年間受理件数は約 2,000 件なので、控訴率は約 10%となる。

(c) 取扱事件

民事事件、刑事事件、行政事件、憲法裁判を取扱い、Audit Court としての役割（政府予算の年一回の外部監査）も果たしている。

(d) 控訴の認容と棄却は、ほぼ半分ずつぐらいだと思うが、民事に限れば 50%以上が認容されているだろう。

(e) 現在は最高裁判所が未設立なので、控訴審裁判所が最高裁判所の役割を果たしている。最高裁判所が設立されれば、控訴審裁判所は消滅する。東ティモール憲法では三審制は保証されていない。

(f) 控訴の裁判には 1 年以上かかっている。民事事件での翻訳には時間が掛かるが、刑事事件は定型的であり、外国人裁判官による裁判の方が早い。

(2) 控訴審裁判の手續

(a) 地方裁判所に控訴状の提出

(b) 相手方当事者への送達と相手方当事者による地方裁判所への答弁書の提出

(c) 地方裁判所から控訴審裁判所への控訴状と答弁書の回付

(d) 3 名の裁判官による合議体で控訴状と答弁書を検討して、裁判期日（Oral Statement）の必要性を決定

(e) 裁判期日設定の必要がなければ、控訴棄却

(f) 裁判期日の必要性があれば、裁判期日をもうけて審理のうえ、判決

(3) 人材育成の問題点

現在の司法制度は、2002 年以降、スクラッチから設立された。裁判官、検事、弁護士は法律研修センターで 2 年半の研修（2004 年に開始）を受けてから職に就く。これまでに、裁判官 17 名、検事 17 名、弁護士 17 名が法律研修センターでの研修を受けて誕生している。彼らはまだ経験が浅く、さらに研修が必要であり、人数的にも不足している。現在の大きな問題は、そもそも大学法学部で法的基礎を身に付けて法律研修センターに入所できる人材がいらないことである。今年は 45 人募集（応募資格は大学法学部卒業であり、インドネシアを含む海外の大学法学部でもよい）したが、15 人しか採用試験に合格しなかった。ポルトガル語、インドネシア語又は

テトゥン語のいずれでも受験できるので、言語の問題ではない。15 名の入所者では、全員が無事に研修を終了したとしても、裁判官、検察官、弁護士はそれぞれ最大 5 名しか増えない。

(4) 民事訴訟法の問題点

2006 年の民事訴訟法制定の前はインドネシアの民事訴訟法を使用していたが、言語の問題、インドネシアの民事訴訟法に関する知見の不足などもあり、可及的速やかに独自の民事訴訟法を制定する必要があった。東ティモールの現実に合わせる時間はなく、1980 年頃のポルトガルの民事訴訟法をモデルにして東ティモールの民事訴訟法が起草された。現在の民事訴訟法は東ティモールの実情に合っておらず、改善が必要であり、遅かれ早かれ改正されるべきだろう。

（東ティモールの法制度は発展途上かとの質問に対して）民事訴訟法以外の法律に関しては、ポルトガル語を国語としていること、東ティモールは大陸法系に属していることから、政治的な判断としてポルトガルの法制度を採用している。しかし、裁判制度は迅速かつ効率的に社会の要請に応えられているとは言えず、民法⁵²を含めて東ティモールの実情に沿ったものに改善されていくべきだろう。

(5) 村落調停

公的な裁判手続は迅速かつ効率的に社会の要請に応えられておらず改善が必要であり、政府の資源は村落調停に振り分けられることなく、公的な裁判手続の改善に集中すべきと考える。現在、慣習法に基づく村落調停で相続、親族、物権の移転などに関する紛争が解決されており、公的な裁判手続に加えて、法律による公的な裁判手続を知らない人々が村落調停を利用して、それらの紛争を解決するのはよいことだろう。但し、様々な国際規範の観点からは村落調停には問題があるかもしれない。村落調停への介入は慎重に行うべきである。まだ公的な裁判手続が十分に機能していない状況のなかで、村落調停への介入は村落調停による紛争解決システムの破壊、喪失につながるかもしれない。

個人的な意見としては、政府は公的な裁判手続の改善に集中すべきであり、国際規範の観点からは問題があるかもしれないが、村落調停はそのままにしておくのがよいだろう。

5. 公設弁護人事務所

場所： 公設弁護人事務所

⁵²現行民法は、親族の部分はポルトガルの民法に似ており、それ以外の部分はインドネシアの民法に似ているのではないかとのコメントがあった。

日時： 2012 年 12 月 11 日 9:00－10:45

参加者： 江藤教官、戸根統括、平石、東ティモール司法省立法局（ヴァスコ氏、パスコアル氏）、北井通訳

情報提供者： Sergio de Jesus Hornae 公設弁護士事務所所長

(1) 公設弁護人事務所（PDO）の概要

(a) UNTAET 統治時の 1999 年 10 月に設立

当時、警察などの公共サービスは存在したが司法制度は存在せず、UNTAET のブラジル人リーダーが当時の経済的、社会的状況から PDO が必要と考えて、ブラジルの制度を参考にして設立した。PDO は最初に法律相談を開始し、それから裁判所での法的サービスの提供を行い、現在では調停も行っている。

(b) 2000 年から 2004 年の間は 12 名の弁護士が PDO に所属していた。2004 年 9 月から法律で裁判官、検察官、弁護士に法律研修センターでの 2 年半の研修が義務付けられた。2007 年には法律研修センターでの研修を修了して、7 名が公設弁護人としての資格を取得して、公設弁護人委員会が発足した。

(c) 現在は、16 名の公設弁護人が PDO に所属し、ディリ（Dili）に 9 名、バウカウ（Baucau）に 3 名、スアイ（Suai）に 2 名、オエクシ（Oecussi）に 2 名の公設弁護人が配置されている。

(d) 刑事事件、民事事件、行政事件、その他の分野で法的サービスを提供しており、移動裁判所でも法的サービスを提供する。契約を巡る紛争にも対応しており、例えば外国企業による合弁事業における紛争を取り扱い、ウィン・ウィン・ソリューションを目指して調停を提案した。

(e) 3 年以下の懲役刑の対象となる軽い刑事事件では、調停を行っている。

(f) 2012 年の受理件数は、刑事事件が 1,524 件で、民事事件（大部分は土地紛争）は約 400 件である。

(g) 2012 年における PDO の戦略は以下の通りである。

- ・ 効率的、効果的な PDO の構築
- ・ PDO の独立性の維持、向上（現在は予算を含めて司法省の管轄下にあるが、将来的には独立したい。）
- ・ 地理的な拡大（地裁所在地 4 カ所から東ティモール全域へ）
- ・ IT 技術を使用しての各地の連携と全訴訟の管理（UNDP、AusAID の支援）
- ・ 物理的なその他のインフラ整備（より良い司法サービスを社会に提供し、全ての人々の人権保証に役立つ）

(2) 土地紛争の内容と調停による解決

(a) 土地紛争には、隣地との境界をめぐる紛争と土地の所有権に係わる紛争がある。

土地の所有権に係わる紛争とは、東ティモールでは 1975 年のインドネシアによる占領、2000 年の独立前後の紛争、2006 年の内乱と国内紛争の歴史があり、紛争時に土地の所有者が海外に逃亡したり、山中に避難したことによるものである。

- (b) 土地紛争が PDO に持ち込まれると、まず民事部で両当事者を呼び出して問題の所在と書面等の記録を検討、分析する。それから公設弁護士が両当事者を呼び出して、全ての事実、法律を調べたうえで、両当事者に説明する（まずは別席で各当事者から話を聞き、事実等の検討終了後に、両当事者の同席で検討結果を伝える。）。両当事者の意見を聞き、調停が行き詰ったら解決案を提示する。その際には裁判になった場合の時間や費用も説明し、両当事者に時間を与えて考えさせ、それで解決することも多い。調停が成立したら、調停結果を記載した書面を作成して、公設弁護人、両当事者及び証人が署名する。
- (c) 公設弁護人の作成した書面は、公証人の作成した書面と同様に公的書面となり、執行力がある。

(3) 公設弁護人と民間弁護士の違い

- (a) 公設弁護人は PDO に所属して政府から給料を受け取っており、事件の受任義務があるのに対し、民間弁護士は自分で事務所を開設して、依頼者から報酬を受領するものであり、事件の受任義務はない。
- (b) 両者とも法律研修センターで同じ研修を受ける。法律研修センターでは、入所してから 1 年間の研修後に研修生との相談を経てその志望が確認され、研修終了後の進路が決定される。研修所での成績が良いもの（15 点以上）が裁判官になれる。

(4) 外国人弁護士の活動

2008 年の法律により、外国で 5 年間の実務経験があれば、試験を受けて外国人弁護士として活動するための認証を受けられる。但し、東ティモール人弁護士と協働することが必要である。現在、PDO には 3 名の外国人弁護士が所属しており、来週から 1 名追加になる予定である。

多くの外国人弁護士が東ティモールで活動を始めると、東ティモール人弁護士が競争に負けるおそれがあり、現在、10 名の外国人弁護士の認証手続がペンディングとなっている。

6. Judicial System Monitoring Program (JSMP)

場所： JSMP 事務所

日時： 2012 年 12 月 11 日 11:00－12:00

参加者： 江藤教官、戸根統括、平石、東ティモール司法省立法局（ヴァスコ氏、
パスコアル氏）、北井通訳

情報提供者： Luis de Oliveira Sampaio JSMP 所長

(1) 概要

2001 年に設立。立法、女性の権利、被害者支援などのモニタリングを行い、調査報告書の作成などの活動をしている。AusAID と USAID の支援を受けている。

(2) 土地問題

東ティモールでは多くの土地所有権をめぐる紛争が起きており、その原因はポルトガル統治時代の土地証書、インドネシア政府の発行した土地証書などの複数の土地証書の存在である。

(3) 民事裁判遅延の理由

- ・ 当事者、弁護士などの裁判参加者が期日に全員揃わず、延期が繰り返されることも裁判に時間が掛かる原因である。
- ・ 裁判に必要な翻訳に時間が掛かる。

以 上

現地調査記録（2012 年 10 月 24 日－27 日）

I. 総 括

本現地調査は、現地休日を含み限られた時間の中で行ったが、以下の所感を得ることができた。但し、今回は裁判官との面談が出来ていないため、裁判官との面談により認識を改めることになる可能性はある。

2006 年立法の民事訴訟法については、ポルトガル語とテトゥン語の対訳本が出回っているようで、それに基づいて民事裁判が行われている。裁判所、裁判官、弁護士といった施設の、人的インフラが不足しており、裁判に時間が掛かるという問題が認識されているが、民事訴訟法自体の問題点についての発言はなかった。まだなんとか新しい民事訴訟法を使いこなそうと努力している段階であって、内容に係わる問題点の認識にまでは至っていないのかもしれない。判決の執行に関しては、民事訴訟法に規定があり、裁判所事務官と警察が執行に協力してくれるとのことで、執行に何か問題があるとの発言はなかった。

司法省が法案作成を予定している調停・仲裁法は、地域コミュニティーのリーダー（村長、有力者、宗教的指導者など）によって行われている非公式な紛争解決の法的な制度化を目的としているようである。現状では Access to Justice に問題があり、その改善のための手段と位置づけられている。但し、非公式な紛争解決は必ずしも人権、公正性、法律に沿った解決とはならないとの問題意識もあり、非公式な紛争解決を法的に制度化するに当たっては、その点に留意する必要がある。司法省との面談では、薬物取締法の次は調停・仲裁法に関する日本からの協力への期待が感じられた。

II. 面談記録

1. JICA 東ティモール事務所 高田所長（24 日 17 時～）

- ・ 国別援助方針（2012 年 4 月）には法整備支援を含む。法務省による支援と JICA による支援の一本化が図れないか。
- ・ ASEAN への加盟の後押しをする。東ティモールの ASEAN 加盟のためには、その条件となる法整備が必要との認識である。
- ・ 東ティモールにも大学はあるが、そのレベルは低い。東ティモールでも経済的に余裕のある家庭の子息はインドネシアの大学に留学し、さらに恵まれたケースでは、その後オーストラリアへ留学する。そして、高給を得られる政府の National Adviser になるのが一つの志望コースである。
- ・ 国連が関与して作成された法律は、まず英語で作成され、それがポルトガル語に翻訳されている。東ティモールは基本的には大陸法系に属するはずだが、英語で作成され

た法律は英米法系の法律家が主として作成したものと推察され、パッチワーク的な法体系となっているのではないかと推察される。

- ・ 法律が制定されていても、必ずしもその通りに実務は動いておらず、政府機関も上司の決裁を仰がなければ何も進められない。その意味では、まだまだ法治主義ではなく人治主義である。
- ・ 2011 年 3 月に警察権が国連（UNPOL）から国家警察（PNTL）に委譲された。その後は UNPOL は PNTL の側面支援のみを行っている。2012 年 12 月には UNMIT の撤収が決まっている。2012 年には大統領選挙と総選挙が行われたが、国家警察が機能して治安が維持された。しかし、UNPOL が完全に撤退すると、PNTL の規律維持には懸念も持たれている。日本から地域警察の構築のための支援が行われており、インドネシアのブカシでのプロジェクトの視察も検討されている。
- ・ 土地問題は歴史的な経緯もあり、複雑な問題である。インドネシアの占領、1999 年、2006 年の騒乱時に避難民が発生し、避難民が退去した場所を占拠した住民と元避難民との土地権利関係が問題となっている。土地法は国会を通過したが、前大統領が公布せず、国会で再審議が必要な状態となっている。紛争のない土地から登記を始めている。
- ・ 来年に調停・仲裁法の起草を予定しており、専門家の要求がある。
- ・ 外国機関による開発支援としては、AusAID（全体の 40%）、EU、USAID、ポルトガル、日本、世銀、ADB のプレゼンスが大きい。

2. 司法省国家法律諮問立法局 Vital 氏（冒頭のみ）、Pascoal 氏、Vasco Soares 氏（二回来日）、その他 4 名（1 名は弁護士）（25 日 9 時～10 時 30 分）

- ・ 調停・仲裁法の起草を予定している。
- ・ 憲法 26 条で裁判を受ける権利（access to justice）が保証されているが、現状では以下の問題がある。①東ティモールには 13 県あるが、地方裁判所は 4 か所しかなく地理的にアクセスが容易でない地域がある。②経済的に弁護士費用等を支弁できず裁判所で訴訟を起こせない人が多い。③裁判所で使われるポルトガル語が分からない。④ポルトガル語で作成された法律が解せない。⑤弁護士の数が少ない（公設弁護人（公設弁護人は刑事事件と無料での民事事件を引き受ける。）13 名、私的弁護士 7 名）。
- ・ Access to Justice を改善するために、地域共同体での調停と仲裁を法制化したい。現在でも実施されている地域共同体での調停・仲裁に法的基盤を与えるとともに、公正性を担保する。
- ・ 調停、仲裁の結果に既判力、執行力を持たせることには抵抗感がある。なぜなら、地域共同体のリーダーが行う調停、仲裁では必ずしも公正性が担保されず、調停・仲裁の結果が出た後も裁判所に訴え出る道を残しておきたい。
- ・ 現時点における民事訴訟の例：土地紛争、離婚、相続、契約不履行、会社同士の紛争、

債権回収など

- ・ 執行は裁判所事務官と警察が行う。執行に関する法規も民事訴訟法に含まれている。例えば、土地明け渡しについて判決から 1 カ月の猶予が与えられるが、その間に履行されなければ、執行される。

3. UNDP 田中所長

- ・ UNDP の司法セクターでの支援：①法律研修センターでは、カリキュラム化して研修、②実際の事件に係わる支援（OJT での支援）、各機関へのアドバイザー派遣、③地方レベルのサポート（IT など）、④アクセスサイドの支援（①から③の供給サイドに対して、需要サイド）として、13 県あるのに 4 地方裁判所しかない現状で、**Mobile Justice** の提供及び啓蒙活動を行っている。
- ・ 刑事では家庭内暴力の割合が大きいだろう。把握されていない潜在的な家庭内暴力はもっとあるはず。裁判所では、民事よりも刑事が優先されている。
- ・ 家庭内暴力の次に大きな問題は土地問題か。土地法の国会通過、大統領による公布拒否の状態にある。民事の中で、土地問題は大きな部分を占めるだろう。
- ・ 裁判制度に関しては、言語の問題もある。ポルトガル語とテトゥン語に加えて、地方の言語もある。裁判では 2 段階の通訳が行われることもある。
- ・ **Informal** な紛争解決に関して、前政府も手掛けていたが完結しなかった。地域社会にはそれぞれ慣習法が残っており、その中で必ずしも女性、子供の権利が守られていない。**Informal** な紛争解決を制度化する際には、慣習法的な解決が人権、法律などに反することがないように留意しなければならない。

4. AATL Manuel Tilman 事務総長（5 日間訪日の経験あり、元国会議員）、Saradiva Elizety Vasconcelos 補佐（25 日 16 時－17 時）

- ・ 公的な **Bar Association** を組織する必要がある、**Counsel of Management** が結成される。同 **Counsel** は、司法省が 3 名、AATL が 2 名を選任して、5 名で構成される。
- ・ AATL には 247 名（正式な民間弁護士のライセンス保有者は 7 名のみ）の構成員がおり、現在トレーニングを受けている 20 名がまもなく弁護士ライセンスを取得予定である。弁護士になるには、2 年間の法律研修センターでの研修の後、6 カ月の実務修習が必要である。
- ・ 民事裁判には 2 年以上かかり、運が良ければ 1 年で終了する。
- ・ 判決の執行は可能であり、裁判所事務官に電話して警察の協力を求める。
- ・ 民事訴訟法は機能しているが、弁護士及び裁判官の人的不足と刑事が優先されることから、民事訴訟には時間がかかる。事件数は増加している。

5. Public Defenders Office（休日につき面談キャンセル）

6. AusAID Ms. FairlieWilliams (26 日 11 時 30 分－12 時)

- ・ Pedro Aquino 氏が司法セクターの担当だが、本ミーティングの最終確認がなかったため欠席。補佐の FairlieWilliams 女史のみの対応となる。
- ・ AusAID では 2008 年から Justice Sector Support Facility を実施。2013 年 2 月に終了予定であったが、1 年間延長された。各機関の共通データベースのための IT マネジメント・システムに係わる支援予定。
- ・ 司法セクターへの支援は縮小方向であり、その他の分野に注力する。
- ・ 女性のセーフ・ハウス 5 軒の設立運営を支援する予定であり、3 軒は既に稼働している。
- ・ Justice Sector Support Facility の当初の内容は、以下の 3 コンポーネントであった（これまでの実施中に変更あり）。
 - ① Build corporate management and administrative capacities of Core Justice institutions to improve services delivery
 - ② Develop monitoring, services delivery, public engagement and advocacy capabilities of CSO
 - ③ Coordination and harmonization of sector information policies and procedures

以 上

裁判費用 一覽表

TAXA DE JUSTIÇA
• (Art.s 11º a 16º do C.C.J.)

VALOR	T.J.	1/2	1/4	1/8	VALOR	T.J.	1/2	1/4	1/8
50.00	6.00	6.00	6.00	6.00	5,000.00	65.00	32.50	16.25	8.15
100.00	7.00	6.00	6.00	6.00	5,500.00	69.00	34.50	17.25	8.65
150.00	8.00	6.00	6.00	6.00	6,000.00	73.00	36.50	18.25	9.15
200.00	9.00	6.00	6.00	6.00	6,500.00	77.00	38.50	19.25	9.65
250.00	10.00	6.00	6.00	6.00	7,000.00	81.00	40.50	20.25	10.15
300.00	11.00	6.00	6.00	6.00	7,500.00	85.00	42.50	21.25	10.65
350.00	12.00	6.00	6.00	6.00	8,000.00	89.00	44.50	22.25	11.15
400.00	13.00	6.50	6.00	6.00	8,500.00	93.00	46.50	23.25	11.65
450.00	14.00	7.00	6.00	6.00	9,000.00	97.00	48.50	24.25	12.15
500.00	15.00	7.50	6.00	6.00	9,500.00	101.00	50.50	25.25	12.65
550.00	16.00	8.00	6.00	6.00	10,000.00	105.00	52.50	26.25	13.15
600.00	17.00	8.50	6.00	6.00	10,500.00	109.00	54.50	27.25	13.65
650.00	18.00	9.00	6.00	6.00	11,000.00	113.00	56.50	28.25	14.15
700.00	19.00	9.50	6.00	6.00	11,500.00	117.00	58.50	29.25	14.65
750.00	20.00	10.00	6.00	6.00	12,000.00	121.00	60.50	30.25	15.15
800.00	21.00	10.50	6.00	6.00	12,500.00	125.00	62.50	31.25	15.65
850.00	22.00	11.00	6.00	6.00	13,000.00	129.00	64.50	32.25	16.15
900.00	23.00	11.50	6.00	6.00	13,500.00	133.00	66.50	33.25	16.65
950.00	24.00	12.00	6.00	6.00	14,000.00	137.00	68.50	34.25	17.15
1,000.00	25.00	12.50	6.25	6.00	14,500.00	141.00	70.50	35.25	17.65
1,200.00	27.00	13.50	6.75	6.00	15,000.00	145.00	72.50	36.25	18.15
1,400.00	29.00	14.50	7.25	6.00	17,500.00	153.00	76.50	38.25	19.15
1,600.00	31.00	15.50	7.75	6.00	20,000.00	161.00	80.50	40.25	20.15
1,800.00	33.00	16.50	8.25	6.00	22,500.00	169.00	84.50	42.25	21.15
2,000.00	35.00	17.50	8.75	6.00	25,000.00	177.00	88.50	44.25	22.15
2,200.00	37.00	18.50	9.25	6.00	27,500.00	185.00	92.50	46.25	23.15
2,400.00	39.00	19.50	9.75	6.00	30,000.00	193.00	96.50	48.25	24.15
2,600.00	41.00	20.50	10.25	6.00	32,500.00	201.00	100.50	50.25	25.15
2,800.00	43.00	21.50	10.75	6.00	35,000.00	209.00	104.50	52.25	26.15
3,000.00	45.00	22.50	11.25	6.00	37,500.00	217.00	108.50	54.25	27.15
3,200.00	47.00	23.50	11.75	6.00	40,000.00	225.00	112.50	56.25	28.15
3,400.00	49.00	24.50	12.25	6.15	42,500.00	233.00	116.50	58.25	29.15
3,600.00	51.00	25.50	12.75	6.40	45,000.00	241.00	120.50	60.25	30.15
3,800.00	53.00	26.50	13.25	6.65	47,500.00	249.00	124.50	62.25	31.15
4,000.00	55.00	27.50	13.75	6.90	50,000.00	257.00	128.50	64.25	32.15
4,200.00	57.00	28.50	14.25	7.15	52,500.00	265.00	132.50	66.25	33.15
4,400.00	59.00	29.50	14.75	7.40	55,000.00	273.00	136.50	68.25	34.15
4,600.00	61.00	30.50	15.25	7.65	57,500.00	281.00	140.50	70.25	35.15
4,800.00	63.00	31.50	15.75	7.90	60,000.00	289.00	144.50	72.25	36.15

203,975.00

Para além de US\$ 60.000,00: US\$ 15,00 de Taxa de Justiça por cada US\$ 5.000,00 ou fracção.

Carlos Barbosa - novo CCJ